

# 特別支援学校教育課程編成の手引

[高等部]



「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動

うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来

令和2(2020)年3月

栃木県教育委員会

## ま え が き

平成 31(2019)年 2 月 4 日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、併せて特別支援学校高等部学習指導要領が公示されました。これに基づく教育課程は、令和 4 (2022)年度入学生から学年進行により段階的に適用されることとなります。これに先立って、移行措置として、令和元(2019)年度から総則の一部、総合的な探究の時間が実施されています。また、令和 2 (2020)年度入学生から、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において「特別の教科 道徳」が先行実施されます。

新しい学習指導要領は、子どもたちが未来社会を切り拓くために必要な力は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」であることを前提とし、「社会に開かれた教育課程の実現」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」、「カリキュラム・マネジメントの推進」などの基本方針に基づき改訂されています。

特別支援教育については、インクルーシブ教育システムの推進などに対応するため、「学びの連続性を重視した対応」、「一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた教育の充実」の観点から、改善が図られています。

これからの学校には、教育基本法に示される教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。そのため、それぞれの学校においては、これまでの学校教育における取組を生かしつつ、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働により、教育の目的及び目標の実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となります。

県教育委員会では、本年度、特別支援学校教育課程編成の手引（高等部）作成委員会を設置して、教育課程編成の在り方について調査研究を行うとともに、各学校が適切に教育課程を編成し実施するための参考資料として、教育課程編成に関する基本事項をまとめた手引を作成しました。

手引の内容は、「特別支援学校学習指導要領解説」に準拠し、さらに本県独自の観点から、「個別の教育支援計画（例）」、「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容」などを分かりやすく図表化して盛り込みました。また、重要な事項や配慮すべき事項は、「ポイント解説」として要所に囲み欄を設けました。

各学校においては、法令及び特別支援学校高等部学習指導要領の示すところに基づき、本書を十分に御活用いただき、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し実施されることを期待します。

最後に、本書の作成に当たり、御尽力くださいました特別支援学校教育課程編成の手引（高等部）作成委員会の委員各位に厚く御礼申し上げます。

令和 2 (2020)年 3 月

栃木県教育委員会事務局

特別支援教育室長 松本美智代

# 目 次

## 第1編 教育課程の基準と編成

### 第1章 教育課程の基準

第1節	教育課程の意義	1
第2節	教育課程に関する法制	1

### 第2章 教育課程の編成及び実施

第1節	教育目標	2
第2節	高等部における教育の基本と教育課程の役割	2
第3節	教育課程の編成	8
第4節	教育課程の実施と学習評価	14
第5節	単位の修得及び卒業の認定	19
第6節	生徒の調和的な発達の支援	21
第7節	学校運営上の留意事項	24
第8節	道徳教育推進上の配慮事項	27
第9節	重複障害者等に関する教育課程の取扱い	29
第10節	専攻科	31

## 第2編 各教科

### 第1章 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

第1節	各教科・科目及び単位数	32
第2節	各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数	33
第3節	主として専門学科において開設される各教科・科目	35
第4節	学校設定科目及び学校設定教科	38
第5節	各教科・科目の履修等	39
第6節	各教科・科目の授業時数等	42
第7節	各教科の目標及び各科目の目標と内容等	45
第8節	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	45
第9節	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	47
第10節	肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	48
第11節	病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	50

### 第2章 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第1節	知的障害について	52
第2節	各教科等の履修等	54
第3節	各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等	55
第4節	各教科の基本的な考え方	57
第5節	各教科の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱い	62
第6節	指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い	116

## 第3編 特別の教科 道徳、総合的な探究の時間、特別活動

### 第1章 特別の教科 道徳

第1節	目標及び内容	119
第2節	特別支援学校における配慮事項	119

## 第2章 総合的な探究の時間

第1節	目標及び内容	122
第2節	特別支援学校における配慮事項	122

## 第3章 特別活動

第1節	目標及び内容	122
第2節	特別支援学校における配慮事項	122

## 第4編 自立活動

### 第1章 自立活動の基本

第1節	自立活動の意義	124
第2節	自立活動の指導の基本	124
第3節	障害の捉え方と自立活動	125
第4節	自立活動と合理的配慮	126

### 第2章 自立活動の目標

### 第3章 自立活動の内容

第1節	健康の保持	126
第2節	心理的な安定	129
第3節	人間関係の形成	131
第4節	環境の把握	133
第5節	身体の動き	135
第6節	コミュニケーション	137

### 第4章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

第1節	個別の指導計画の作成	140
第2節	個別の指導計画の作成手順	140
第3節	他領域・教科等との関連	142
第4節	指導方法の創意工夫	142
第5節	自立活動を主とした指導	143
第6節	教師の協力体制	143
第7節	専門の医師等との連携協力	143
第8節	個別の教育支援計画等の活用	143

## 参考資料

1	個別の教育支援計画（例）	145
2	特別支援学校、特別支援学級、通常の学級(通級による指導)の対象となる障害の程度	147
3	自立活動における指導目標・指導内容設定シート	148
4	各教科内容一覧表（小学部・中学部・高等部）	151

### 凡 例

<b>総解</b>	…特別支援学校学習指導要領解説総則編（高等部）	2019年2月	文科省
<b>知教解(上)(下)</b>	…特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編（高等部）	2019年2月	文科省
<b>自解</b>	…特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）	2018年3月	文科省
<b>「知識・技能」</b>	…「知識及び技能」		
<b>「思考・判断・表現」</b>	…「思考力、判断力、表現力等」		
<b>「学びに向かう力・人間性」</b>	…「学びに向かう力、人間性等」		



# 第1編 教育課程の基準と編成

## 第1章 教育課程の基準

### 第1節 教育課程の意義

【総解 P24】

教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、教育活動の中核として最も重要な役割を担う。

教育課程の編成の基本的な要素は、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当である。学校の教育目標については、教育基本法及び学校教育法で定められている教育の目的や目標などにに基づき、生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にして設定する。その達成に必要な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び学習指導要領に示されている各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準に従い、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら組織する。授業時数については、学習指導要領総則に示されている授業時数等の取扱いの規定を踏まえ配当する。

### 第2節 教育課程に関する法制

【総解 P26】

#### 1 教育課程とその基準

特別支援学校の高等部は義務教育ではないが、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。

一方、教育は、その本質からして生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校、地域の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

#### ポイント解説

< 学習指導要領の「基準性」 >

学習指導要領に示されている内容は、全ての生徒に対して確実に指導しなければならないものである。同時に、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することも可能である。

#### 2 教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、日本国憲法の問題にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。各学校においては、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに県立学校管理規則等について、法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要がある。

< 教育基本法 >

教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、学校教育の基本的役割（第6条第2項） 等

< 学校教育法 >

高等学校の目的（第50条）、特別支援学校の目的（第72条） 等

< 学校教育法施行規則 >

特別支援学校の高等部の教育課程（第128条）、教育課程編成の特例（第130条～131条） 等

< 特別支援学校高等部学習指導要領 >

総則、各教科、特別の教科 道徳（以下、「道徳科」という。）、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動

## 第2章 教育課程の編成及び実施

### 第1節 教育目標

【総解 P30】

特別支援学校の高等部においては、高等学校教育と同一の目標の達成に努めなければならない。また、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことの達成に努めなければならない。

< 学習指導要領総則 >

#### 第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

< 学校教育法第72条（特別支援学校の目的） >

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

※「準ずる」とは、原則として同一ということを意味する。

### 第2節 高等部における教育の基本と教育課程の役割

#### 1 教育課程の編成の原則

【総解 P33】

##### (1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成の主体は学校である。学校の長たる校長が責任者となって教育課程を編成する。学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行う。

< 学校教育法第37条第4項（校長の権限と責任）、第82条（準用規定） >

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## (2) 教育課程の編成の原則

- ① 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示されることに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から法令により種々の定めがなされており、これらの法令に従って編成しなければならない。また、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、基準として従わなければならない。

### < 学校教育法第 77 条（教育課程に関する事項） >

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

### < 学校教育法施行規則第 129 条（教育課程の基準） >

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

- ② 生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに、学科の特色及び学校や地域の実態を考慮し、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成を重視することに留意する。具体的には、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成、中学部における教育又は中学校教育との接続や学部段階間及び学校段階等間の接続などである。

#### ア 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等

特別支援学校に在籍する生徒の障害の状態は多様であり、個人差が大きいいため、各学校においては、生徒の実態を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配慮する必要がある。また、義務教育の基礎の上に立って、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、個性の一層の伸長と自立を図ることが求められていることを踏まえ、能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路の違いにも注目していくことが大切である。

#### イ 学科の特色

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、「特別支援学校（視覚障害等）」という。）においては必修教科・科目の履修や卒業に必要な 74 単位以上の修得、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、「特別支援学校（知的障害）」という。）においては、各学科に共通する各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）について、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させることを共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの学科の特色を生かした教育を行うことを考えて教育課程を編成する必要がある。

## ウ 学校の実態

教育課程の編成に際しては、学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態等、学校のもつ人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。

## エ 地域の実態

教育基本法に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）、学校教育法には学校の教育活動等に関する地域への情報提供（第43条、第82条（準用規定））が規定されている。学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。学校は、地域との連携・協働の取組を広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域とともにある学校づくりを効果的に進めていくことが大切である。

## 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

【総解 P39】

各学校においては、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」の育成が図られるようにすることに加え、生徒がそれぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、自立活動の指導を通して、自立し社会参加する資質を養うことに努める。これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意する。

### (1) 確かな学力

各学校においては、生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む。また、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。その際、生徒の発達の段階を考慮して言語活動や個に応じた指導を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮する。

### (2) 豊かな心

#### ① 豊かな心や創造性の涵養

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。

#### ② 高等部における道徳教育

特別支援学校（視覚障害等）においては、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科の属する科目（以下、「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下、「各教科・科目等」という。）の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行う。

また、特別支援学校（知的障害）では、道徳科を要として各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行うとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学校学習指導要領と中学校学習指導要領のそれぞれ第3章特別の教科道徳の第2に示す内容を基盤とする。

#### ③ 道徳教育の目標

学校における道徳教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

#### ④ 道徳教育を進めるに当たっての留意事項

ア 生徒自ら人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、家庭、学校、その他社会

における具体的な生活の中に生かすことができるようにする。

イ 生徒が日常生活において豊かな心を育む中で、道徳的価値を理解し、様々な体験や思索の機会を通して、自分自身に固有の選択基準ないし判断基準を形成していくことができるようにする。

ウ 我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成するとともに、それらを育んできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、世界と日本との関わりについて考え、日本人としての自覚をもって、文化の継承・発展・創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度を養う。

エ 道徳教育においては、法律的な規則やきまりの基盤となっている人間としての道徳的な生き方を問題にするという視点に留意する。

オ 生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切を守ろうとする態度を養う。

カ 常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的かつ誠実に実行し、その結果について責任をもつなど、生徒が自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにする。

### (3) 健やかな体

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わる。体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体として取り組むことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。

特に、学校における食育の推進、安全に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間だけでなく家庭科、特別活動のほか、関連の教科、道徳科、総合的な探究の時間、自立活動なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、一層の充実に図ることができる。

また、それらの指導を通して、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基盤が培われるよう配慮する。

#### ポイント解説

##### < 安全に関する指導 >

様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い生徒を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、生徒が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けられるようにすることが重要である。

### (4) 自立活動の指導

自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間における指導を中心とし、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。その際、自立活動の時間における指導と、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動〈特別支援学校(知的障害)においては各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動〉が密接な関係を保ち、個々の生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導を行うよう配慮する必要がある。

＜ 自立し社会参加する資質 ＞

自立し社会参加する資質とは、生徒がそれぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に  
応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、  
経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味する。

＜ 自立活動の時間における指導と各教科・科目等又は各教科等における指導との密接な関連 ＞  
各教科・科目又は各教科別の指導においては、各教科・科目又は各教科の目標を達成するた  
めの時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時  
間における指導を参考にして配慮や手立てを行うことが考えられる。

ただし、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項の規定により、各教科・科目又は各教科、特別活  
動等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授  
業を行う場合には、自立活動の指導目標を設定した上で指導を行うことはあり得る。

### 3 育成を目指す資質・能力

【総解 P56】

各学校においては、「生きる力」を育むため、学校教育全体及び各教科・科目等又は各教  
科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）  
の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にしながら教育活動の充実を図ることが重要  
である。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、実際の社  
会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表  
現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の資質・  
能力について、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、三つの力をバランスよ  
く育むことが大切である。

#### (1) 知識及び技能が習得されるようにすること

学習の過程を通して学んだ新たな知識及び技能を、既得の知識及び技能と関連付け、他  
の学習や生活の場面でも活用できる確かな知識、習熟・熟達した技能として習得できるよ  
うにしていくことが重要である。

#### (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること

未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを  
整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や  
技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力を育成することが重要である。

#### (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」をどのような方向性で働かせていく  
かを決定付ける重要な要素である「学びに向かう力、人間性等」を育むためには、生徒一  
人一人が学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要で  
ある。

三つの力は、「生きる力」や、各教科・科目または各教科等の学習を通して育まれる資  
質・能力、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能  
力等、あらゆる資質・能力に共通する要素であり、学習の過程を通して相互に関係し合い  
ながら育成されることに留意する。

### 4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

【総解 P61】

各学校において、就業やボランティアに関わる体験的な学習の教育課程上の位置付けは次  
のとおりである。

### (1) 各教科・科目の中で実施する場合

学習指導要領に示す各教科・科目については、職業に関する各教科の「課題研究」〈特別支援学校(知的障害)においては、職業科〉等の中で産業現場等における実習が位置付けられているほか、家庭科の「家庭総合」において、ボランティア活動への参加をはじめ、身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めることとされている。また、職業に関する各教科・科目又は各教科〈特別支援学校(知的障害)においては、職業、家庭の各教科を含む〉における実習については、その各教科・科目又は各教科の内容に直接関係のある就業体験活動により替えることができる。

### (2) 特別活動で実施する場合

ボランティア活動や就業体験活動など勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れる。特にボランティア活動については、生徒会活動及び学校行事のそれぞれにおいて取り上げる。また、学校行事においては、幼児、高齢者などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの工夫が求められる。

### (3) 総合的な探究の時間における学習活動として実施する場合

自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指して、地域や学校の実態、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた探究課題を設定し、その解決に向けた様々な学習活動を展開する。そうした探究課題の一つとして職業や自己の進路に関する課題を設定し、ボランティア活動、就業体験活動などの体験的な活動を通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動も考えられる。

### (4) 学校外における就業体験活動やボランティア活動に対して単位の修得を認定する方法

学校外における就業体験活動、ボランティア活動等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっている。これは、関連する既存の科目の増加単位として修得を認定したり、学校外活動に単位を認定するための独自の学校設定教科・科目を設けたりするなど、様々な方法が考えられる。(学校教育法施行規則第98条及び平成10年文部省告示第41号)

#### ポイント解説

< 就業やボランティアに関わる体験的な学習の主なねらい >

- ① 勤労の尊さや創造することの喜びの体得に資すること
- ② 望ましい勤労観や職業観の育成に資すること
- ③ 自分の能力・適性の判断や高等部卒業後の進路の選択に資すること
- ④ 職業生活、社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造的な能力や態度の育成に資すること
- ⑤ 社会の構成員として共に生きる心を養い、社会奉仕の精神の涵養に資すること

## 5 カリキュラム・マネジメントの充実

### 【総解 P64】

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、次に示す四つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることに努める必要がある。

- (1) 教育課程の編成においては、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応できる資質・能力の育成に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる。
- (2) 教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を評価し、改善を図る。
- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図る。
- (4) 生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげる。